

議 事 録

1 会議名称

第12回滝沢市都市計画審議会

2 開催日時

令和4年1月17日（月） 午前10時から午前11時30分まで

3 開催場所

滝沢市役所2階大会議室

4 会議を構成する者の現在総数及び出席数

(1) 会議を構成する者の現在総数 13名

(2) 委員出席者 12名・・・条例第5条第2項の規定により、会議成立。

委員氏名	出 欠	備 考
遠藤 秀鬼	出席	議事録署名人
相原 孝彦	出席	
山谷 仁	出席	議事録署名人
角掛 邦彦	出席	
大森 泰英	出席	
平賀 雅之	出席	
藤村与志夫	出席	
小苺米基弘	欠席	
宇佐美誠史	出席	会長
伊藤 弓枝	出席	副会長
高橋 正博	出席	
下田 富幸	出席	
上野 幸子	出席	

5 事務局出席者

滝沢市長 主濱 了 (委嘱状交付・挨拶のみ)

都市整備部長 齊藤 和博

都市政策課長 近藤 整

総括主査 佐藤 志貴

主査 澤田 貴司

主査 佐藤 克也

技師 小野寺 優奈

下水道課長 古前田 聡

総括主査 黒澤 滋

6 傍聴人有無

無

7 会議の公開・非公開
公開

8 次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 市長挨拶
- (4) 委員紹介
- (5) 会長選挙及び副会長指名
- (6) 議案審議
 - 議案第1号 盛岡広域都市計画地域地区（用途地域）の変更案について〔諮問〕
 - 議案第2号 盛岡広域都市計画地域地区（特別用途地区）の決定案について〔諮問〕
 - 議案第3号 盛岡広域都市計画地区計画（鶉飼地区）の変更案について〔諮問〕
 - 議案第4号 盛岡広域都市計画地区計画（土沢地区）の変更案について〔諮問〕
 - 議案第5号 盛岡広域都市計画地区計画（御庭田地区）の変更案について〔諮問〕
 - 議案第6号 盛岡広域都市計画地区計画（牧野林地区）の変更案について〔諮問〕
 - 議案第7号 盛岡広域都市計画都市施設（下水道）の変更案について〔諮問〕
 - 議案第8号 盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案について〔諮問〕
- (7) その他
- (8) 閉会

9 会議資料

- (1) 次第
- (2) 滝沢市都市計画審議会委員名簿
- (3) 座席表
- (4) 都市計画法条文（抜粋）
- (5) 滝沢市都市計画審議会条例
- (6) 滝沢市都市計画審議会運営要領
- (7) 参考資料
- (8) 議案書第1号～第8号
- (9) 資料1～8

10 議案審議（要約要旨）

議案第1号 盛岡広域都市計画地域地区（用途地域）の変更案について〔諮問〕

（1）事務局説明

資料1の1ページをお願いします。「1 都市計画変更の概要について」ですが、今回の用途地域の変更箇所は、岩手県において行われる盛岡広域都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域の区分）、こちらの第8回定期見直しの変更による①鶉飼Ⅱ地区、②土沢地区、③下鶉飼地区、ページをめくっていただいて、④鶉飼御庭田地区の4か所とそのほか⑤牧野林地区の1か所の合計5か所について変更するものでありま

す。

なお、「1 都市計画変更の概要について」は、図面と合わせながら説明させていただきます。

それでは、資料1の3ページをお願いします。こちらは、岩手県において行われる市街化区域及び市街化調整区域の変更素案図であり、変更箇所を明示しております。「滝1」鶉飼Ⅱ地区と微修正箇所の「滝A」土沢地区、「滝B」下鶉飼地区、「滝C」鶉飼御庭田地区、併せてこちらに記載されておりましたが、牧野林地区の計5か所の用途地域を変更するものであります。

資料1の1ページにお戻りいただき、「1 都市計画変更の概要」を御覧ください。①鶉飼Ⅱ地区は、盛岡広域都市計画区域区分の変更（第8回定期見直し）による市街化区域編入に合わせ、新たに用途指定し、さらには用途地域の区域と現況地形地物、道路との整合を図るため一部を変更するものであります。

本地区は、盛岡広域都市計画区域マスタープランにおいて、滝沢市内の業務機能の中核を担う地区とされており、また、現在改定中の盛岡広域都市計画区域マスタープラン（変更案）におきましては、中心商業・業務拠点を補完し、地域における商業サービスの提供に重要な役割を果たす地区として、都心周辺地区の商業拠点に新たに位置付けられる予定であります。

詳細につきまして御説明いたします。資料1の4ページの詳細図をお願いします。鶉飼Ⅱ地区であります。こちらは、市街化区域に編入される区域である鶉飼Ⅱ地区で、赤枠で囲まれた13.2haが、今回市街化区域編入する区域であります。赤くハッチングしてある箇所が現在の市街化区域であり、新旧対照図は資料1の5ページを御覧ください。左側が変更前で「旧」、右側が変更後で「新」となります。右側の「新」を御覧ください。市街化区域の編入に伴い、用途地域を新たに定めるものであります。また、用途地域の区域と現況地物である道路との整合を図るために一部を変更する内容であります。①の面積13.0haにつきましては、現在用途地域無指定から、近隣商業地域、建蔽率80%、容積率200%を定めるものであります。

また、②、③については、ビッグルーフ滝沢の東側に道路が整備されたことにより、当該道路境界に合わせて用途地域を変更するものであります。②につきましては、第二種住居地域から近隣商業地域に、③については用途地域無指定から第二種住居地域に変更するものです。また、④につきましては、地形地物に合わせ、隣接する第一種住居地域に合わせて定めるものであります。

次に、資料1の6ページの詳細図を御覧ください。土沢地区であります。こちらは、現況の地形地物（水路）と整合を図るため、市街化区域に編入される区域であります。赤枠で囲まれた0.03haが、今回市街化区域に編入する区域であり、赤くハッチングしてある箇所が現在の市街化区域であります。

資料1の7ページの新旧対照図の右側「新」を御覧ください。市街化区域に編入されることに伴い、用途地域の指定区域を変更し整合を図るものであります。この0.03haにつきましては、用途地域無指定から隣接する準工業地域に変更するものであります。

次に、資料1の8ページの詳細図を御覧ください。下鶉飼地区であります。こちらにも、現況の地形地物（道路）と整合を図るため、市街化区域から市街化調整区域に編入、逆線

引きされる区域であります。黒枠で囲まれた0.03haが、今回市街化調整区域に逆線引きする区域であります。

資料1の9ページの新旧対照図の右側の「新」を御覧ください。市街化区域から市街化調整区域に編入、逆線引きされることに伴い、用途地域の指定地域を変更して整合を図るものであります。よって、この0.03haについては、第二種住居地域から用途地域無指定に変更するものであります。

次に、資料1の10ページの詳細図を御覧ください。鶉飼御庭田地区であります。こちらにも、現況の地形地物、道路と整合を図るため、微修正を行う鶉飼御庭田地区であります。赤枠で囲まれた0.15haが市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域でありまして、黒枠で囲まれた0.08haが市街化区域から市街化調整区域へ逆線引きする区域であります。

資料1の11ページの新旧対照図の右側の「新」を御覧ください。先ほど説明した区域区分の変更に伴いまして、①は既存の第一種住居地域から用途地域無指定に指定する、0.08ha、②は用途地域無指定から隣接する第一種住居地域に指定する、0.04ha、③は用途地域無指定から隣接する第一種中高層住居専用地域に変更する、0.11haであります。

次に、資料1の12ページの詳細図を御覧ください。牧野林地区であります。こちらは、現在市街化区域の中にあり、用途地域と議案第6号で説明する地区計画の変更を行う区域であります。航空写真の黄色の枠で囲われた部分が変更区域となり、岩手県交通滝沢営業所の東側に位置する部分で、現在は未利用地であります。

資料1の13ページの新旧対照図の右側の「新」を御覧ください。滝沢市都市計画マスタープランにおいて、当該地区がある元村・室小路地域の土地利用の基本方針を「日常生活の利便性確保のため、スーパー等の商業・サービス業を集積します。」と位置付けております。その実現に向けた開発動向もあることから、本地区の良好な住環境の保全及び幹線道路の沿道としてふさわしい業務等の利便の増進をより一層図るため、従前の第一種中高層住居専用地域の一部、0.6haを隣接する第一種住居地域に変更するものであります。

次に資料1の14ページの新旧対照表の右側、変更後を御覧ください。以上、説明申し上げた計5か所の用途地域の変更を踏まえ、第一種住居地域が約1ha増の約272ha、近隣商業地域に新たに約13haを指定するものであり、合計約726haとなります。

資料1の2ページにお戻りください。「3 都市計画決定の経緯の概要」の表を御覧ください。こちらは、用途地域の変更手続きの経緯の概要をお示ししたものです。8月に市都市計画審議会におきまして事前説明を行ったのちに、9月24日から10月22日までの変更素案の縦覧と公聴会において意見を述べるための公述意見の申出の受付を行いました。期間中、縦覧者は2名おりましたが、公述意見の申出はなかったため、10月29日に予定していた公聴会は行わないことといたしました。その後、素案のとおり案を確定し、「2 都市計画の変更の案に対する意見書について」に記載のあるとおり、都市計画法に基づき、12月10日から12月24日までの2週間、変更案の縦覧及び意見書の受付を行ったところ、縦覧者は2名おりましたが、意見書の提出はありませんでした。

今後のスケジュールについてですが、本日この都市計画審議会で御審議いただいたのちに、2月中に岩手県知事協議を行い、岩手県において行われる盛岡広域都市計画区域区分の変更告示に合わせ、令和4年3月の都市計画変更告示を行う予定としております。

(2) 質疑応答

<委員>

10ページ目の詳細図で市街化区域と市街化調整区域へ編入とされておりますが、この道路は前々からこういう形態であったと記憶していますが、今回のタイミングで編入したのは何故か、そのきっかけを教えてください。

<事務局員>

本来であれば、道路の整備と同時に行うべきですが、今回、市街化区域と市街化調整区域の編入の手続きが岩手県で行われており、定期見直しが概ね5年置きに行われているという関係もありまして、少し前に道路は整備されましたが、今回変更する経緯となりました。

<委員>

こういうことは5年に1回あるということでしょうか。

<事務局員>

今回、道路の線形が大きく変わった部分がございます。基本的に市街化区域の場合は地形地物で、今回は道路の中心で設定するというところで、今回設定したところです。今後もう言った道路や団地の整備など、市街化区域にふさわしい整備があった場合には、県と協議して、定期見直しで市街化区域に編入していくこととなります。

(3) 答申

異存なし

議案第2号 盛岡広域都市計画地域地区（特別用途地区）の決定案について〔諮問〕

(1) 事務局説明

資料2の1ページをお願いします。「1 都市計画決定の概要について」であります。今回、用途地域内において中心拠点地域コンセプトにふさわしい土地利用の増進を図るために、用途地域の近隣商業地域に指定予定の13.0haのうち、民間開発区域外、既存宅地を除いた12.8haの区域を特別用途地区として指定するものであります。

次に資料2の2ページの詳細図をお願いします。用途地域の近隣商業地域に指定予定の13.0haのうち、写真に青色で記載している既存宅地を除いた、赤色で囲われた12.8haの区域を特別用途地区として指定するものであります。特別用途地区の名称案といたしましては、「中心拠点商業地区」としております。

次に資料2の3ページをお願いします。特別用途地区内においては、建築基準法の規定により、その地区の指定の目的のために、建築するものの制限、禁止に関して必要な規定を条例で定めることができることとされていることから、中心拠点地域コンセプト「“結のまち”滝沢」の「飲食」機能、「買い物」機能、「健康促進・医療」機能、「子育て支援」機能にふさわしくない用途の建築物の建築を制限するために、滝沢市特別用途地区建築制限条例を制定し、建築基準法の用途制限の強化を図る予定としております。

資料2の1ページにお戻りください。「3 都市計画決定の経緯の概要」の表を御覧ください。こちらは特別用途地区の決定手続きの経緯の概要をお示ししたものです。8月に市都市計画審議会において事前説明を行ったのちに、9月24日から10月22日まで決定素案の縦覧と公聴会において意見を述べるための公述意見の申出の受付を行いました。期間中、縦覧者は1名おりましたが、公述意見の申出はなかったため、10月29日に予定していた公聴会は行わないことといたしました。その後、素案のとおり案を確定し、「2 都市計画の変更の案に対する意見書について」に記載のあるとおり、都市計画法に基づき、12月10日から12月24日までの2週間、決定案の縦覧及び意見書の受付を行ったところ、縦覧者はおらず、意見書の提出はありませんでした。

今後のスケジュールについてですが、先程の用途地域の変更告示と同様に、令和4年3月の都市計画変更告示を行う予定としております。

(2) 質疑応答

<委員>

2ページについて、実際に中心拠点商業地区に設定するにあたって、この既存宅地はどのような取扱いになるのかを確認させてください。

<事務局員>

既存宅地の部分に関しては、開発区域外ということで市街化区域には編入されるのですが、特に移転等の措置は行わずそのままという形になります。

<委員>

区域内に民家があることは、開発するうえで非常に違和感があります。例えば、この既存宅地のお宅の方が反対派というのであれば仕方ないかなという気はするのですが、賛同を得られるのであれば、この既存宅地までを含めたところで商業地区にして開発した方が、非常に見栄え的なのもいい気がするのですが、検討はされたのでしょうか。

<事務局員>

全体を開発するということは理想ではあります。本来、市で開発して移転等できればいいのですが、財政的な事情もありますので、今回民間開発に委ねております。民間開発者においては、事業費の関係もありまして、この既存宅地の移転は行わないという御回答をいただいております。将来的にこの既存宅地を市で移転できるような状況があれば、区域を変更して商業地として土地利用の促進を図っていくという方法はあるかと思えます。

<委員>

民間開発していくうえで、ある程度この課題を市自体がクリアしていかなければならないところなのかなという気はします。後々、この商業地区が開発されていくうえで、ここに一軒だけ住宅があるということに、後々違和感を覚える気がします。当然ながら、既存宅地の地権者の協力を仰ぐことも視野に入れながら、開発しなければならないと思いますが、検討はなされてきたのかどうかお聞きします。

<事務局員>

中心拠点商業地区として整備を進める中で、ビッグルーフ滝沢との関連性というのも今後視野に入れていかなければならないと考えております。しかしながら、この既存宅地につきましても、市が移転を進めるとなれば、それ相応の費用がかかるということと、こ

のエリアの開発自体が、民間開発主導で行う予定ですので、市で移転を行うことは、難しい部分もございます。まずは、この既存宅地を残しながら、残りを商業地域として開発をしていくという方針の中で、“結のまち”滝沢を実現していきたいと考えているところでございます。

<委員>

開発そのものは民間の力ということですが、官の力も必要ではないかと思っております。この開発によって、この地区に賑わいが出てくるかと思いますが、そうすると心配されるのは治安関係だと思えます。市民の立場から言えば、人が集まれば、ここの地域ばかりではなくて、滝沢ニュータウンを含めた広域の治安関係がどうなるのかということ、将来的に考えながら開発しないと、民間に任せるだけでは市民は困ると思えます。市民の安心安全も念頭に置きながら開発をしてほしいと思っておりますがいかがでしょうか。

<事務局員>

中心拠点商業地区が整備されれば人の動きもございますので、治安に対する不安が出ると思っております。先般、滝沢ニュータウン内にある滝沢中央交番も移転になりました。こちらの地域については盛岡西警察署で主に警備を管轄するということもございしますが、いずれにせよ、犯罪や交通の不安というところもあろうかと思えます。市としましても、中心拠点商業地区内に向新田線（道路）も整備し、開発指導の中で民間が整備する道路の形態についても、指導していきたいと考えていますので、市民の皆様の御懸念に関してはその都度対応してまいりたいと考えております。

(3) 答申

異存なし

議案第3号 盛岡広域都市計画地区計画（鶉飼地区）の変更案について〔諮問〕

(1) 事務局説明

資料3の1ページをお願いします。「1 都市計画変更の概要について」であります。鶉飼地区地区計画は、滝沢市都市計画マスタープランにおいて、滝沢市の顔となる賑わいや活気ある中心交流拠点として整備を進めていくこととされており、地区整備計画として公共公益施設の立地を図るため、建築物の用途の制限を定めているものであります。

資料3の2ページの新旧対照図を御覧ください。左側が変更前で「旧」、右側が変更後で「新」であります。右側の変更後「新」の図を御覧ください。変更箇所の点線で囲まれた2箇所は、先ほど資料1で説明した区域区分の変更ラインに合わせ変更するものになります。南側の点線で囲まれた箇所は下鶉飼地区の区域区分の変更に伴うもの、北側の点線で囲まれた箇所は鶉飼Ⅱ地区の区域区分の変更に伴い、道路境界に合わせ変更するものであります。

また、左側の変更前「旧」の図において、網かけしている部分を地区整備計画の区域ということで、公共公益施設の立地を図る区域として定めておりますが、その北側にある住宅2棟がビッグルーフ滝沢の造成に伴い移転し、ビッグルーフ滝沢の敷地となったことから、全域を地区整備計画の区域に変更するものであります。

次に資料3の3ページの新旧対照表を御覧ください。先ほどの新旧対照図と同じく、左側が変更前

で「旧」、右側が変更後で「新」であります。なお、変更箇所につきましては、文字の下にアンダーラインを引いており、左側の変更前「旧」の表において、地区整備計画の面積を先ほどの住宅2棟を除いた4.0haとしておりましたが、こちらの住宅が移転したことより、ビッググループ滝沢の敷地となりましたので、全域4.3haを地区整備計画の区域とするものであります。また、建築物等の用途の制限における一部変更及び字句の修正を行っております。

資料3の1ページにお戻りください。「3 都市計画変更の経緯の概要」の表を御覧ください。こちらは、鶴飼地区地区計画の変更手続きの経緯の概要をお示ししたものです。8月に市都市計画審議会において事前説明を行ったのちに、10月15日から11月5日まで、手続き条例に基づく変更原案の縦覧と意見書の受付を行いました。期間中、縦覧者はおらず、意見書の提出はありませんでした。その後、原案のとおり案を確定し、「2 都市計画の変更の案に対する意見書について」に記載のあるとおり、都市計画法に基づき、12月10日から12月24日までの2週間、変更案の縦覧及び意見書の受付を行ったところ、縦覧者はおらず、意見書の提出はありませんでした。

今後のスケジュールについてですが、こちらも用途地域の変更等と同様に、令和4年3月の都市計画変更告示を行う予定としております。

(2) 質疑応答

なし

(3) 答申

異存なし

議案第4号 盛岡広域都市計画地区計画（土沢地区）の変更案について〔諮問〕

(1) 事務局説明

資料4の1ページをお願いします。「1 都市計画変更の概要について」であります。土沢地区地区計画は、建築物と地区施設を計画的に誘導し、住宅と工場、商業系施設の調和を図るために、地区整備計画として周辺環境に影響がある娯楽施設等の建築物の用途の制限と地区施設（道路）を定めております。

資料4の2ページの新旧対照図、右側の「新」の図を御覧ください。今回の土沢地区の区域区分の変更においては、微修正として市街化区域に0.03haが編入されることに伴い、地区計画の区域を市街化区域のラインに合わせて変更し、整合を図るものであります。

次に、資料4の3ページの新旧対照表を御覧ください。こちらは、今回の変更面積が0.03haと小さいことから計画書の中身は変わらないものとしております。

資料4の1ページにお戻りください。「3 都市計画変更の経緯の概要」の表を御覧ください。こちらは、土沢地区地区計画の変更手続きの経緯の概要をお示ししたものです。8月に市都市計画審議会において事前説明を行ったのちに、10月15日から11月5日まで、手続き条例に基づく変更原案の縦覧と意見書の受付を行いました。期間中、縦覧者はおらず、意見書の提出はありませんでした。その後、原案のとおり案を確定し、「2 都市計画の変更の案に対する意見書について」に記載のあるとおり、都市計画法に基づき、12月10日から12月24日までの2週間、変更案の縦覧及び意見書の受付を行ったところ、縦覧者はおらず、意見書の提出はありませんでした。

なお、今後のスケジュールについてですが、こちらも用途地域の変更等と同様となっております。

(2) 質疑応答

なし

(3) 答申

異存なし

議案第5号 盛岡広域都市計画地区計画（御庭田地区）の変更案について〔諮問〕

(1) 事務局説明

資料5の1ページをお願いします。「1 都市計画変更の概要」についてであります。御庭田地区地区計画は、建築物と地区施設を計画的に誘導し、快適な居住環境と利便性の高い市街地の形成を図るため、市街整備計画として地区施設を定めております。

資料5の2ページの新旧対照図を御覧ください。今回の鶉飼御庭田地区の区域区分の変更においては、微修正として市街化区域及び市街化調整区域にそれぞれ編入されることに伴い、地区計画の区域を変更して整合を図るものであります。右側の「新」の図において、点線で囲んである箇所が、市街化区域のラインに併せ、地区計画の区域のラインを変更するものになります。

次に、資料5の3ページの新旧対照表を御覧ください。資料1の区域区分の微修正に伴い、面積が18.7haから18.8haに変更し、併せて字句の修正を行うものであります。

資料5の1ページにお戻りください。「3 都市計画変更の経緯の概要」の表を御覧ください。こちらは、御庭田地区地区計画の変更手続きの経緯の概要をお示ししたものです。8月に市都市計画審議会において事前説明を行ったのちに、10月15日から11月5日まで、手続き条例に基づく変更原案の縦覧と意見書の受付を行いました。期間中、縦覧者はおらず、意見書の提出はありませんでした。その後、原案のとおり案を確定し、「2 都市計画の変更の案に対する意見書について」に記載のあるとおり、都市計画法に基づき、12月10日から12月24日までの2週間、変更案の縦覧及び意見書の受付を行ったところ、縦覧者はおらず、意見書の提出はありませんでした。

なお、今後のスケジュールについてですが、こちらも用途地域の変更等と同様となっております。

(2) 質疑応答

なし

(3) 答申

異存なし

議案第6号 盛岡広域都市計画地区計画（牧野林地区）の変更案について〔諮問〕

(1) 事務局説明

資料6の1ページをお願いします。「1 都市計画変更の概要」についてであります。牧野林地区地区計画は、快適な住環境の保全と日常的な商業利便地域による市街地形成を図るため、地区整備計画として地区施設である道路及び公園を定めております。

資料6の2ページの新旧対照図を御覧ください。今般、当該区域の一部について開発の意向があり、地権者との同意や公共施設管理者との協議が進み、開発の熟度が高まったことから、開発計画と合わ

せた計画とするため、地区施設の道路の配置を変更するものであります。詳細については、右側の「新」の図において、赤い線で囲まれた変更箇所の中の地区計画道路約115mを一部廃止するものであります。

次に、資料6の3ページの新旧対照表を御覧ください。左側の変更前「旧」において、地区整備計画の区画道路、道路幅員6m、延長8,610mを、先ほどの115mを減じて、右側の変更後「新」において8,495mに変更するものであります。

資料6の1ページにお戻りください。こちらは、牧野林地区地区計画の変更手続きの経緯の概要をお示ししたものです。8月に市都市計画審議会におきまして事前説明を行ったのちに、10月15日から11月5日まで、手続き条例に基づく変更原案の縦覧と意見書の受付を行いました。期間中、縦覧者はおらず、意見書の提出はありませんでした。その後、原案のとおり案を確定し、「2 都市計画の変更の案に対する意見書について」に記載のあるとおり、都市計画法に基づき、12月10日から12月24日までの2週間、変更案の縦覧及び意見書の受付を行ったところ、縦覧者はおらず、意見書の提出はありませんでした。

なお、今後のスケジュールについてですが、こちらも用途地域の変更等と同様となっております。

(2) 質疑応答

なし

(3) 答申

異存なし

議案第7号 盛岡広域都市計画都市施設（下水道）の変更案について〔諮問〕

(1) 事務局説明

資料7の1ページをお願いします。「1 都市計画変更の概要」についてであります。下水道につきましては、生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除等、都市活動を支えるうえで必要不可欠な施設であり、都市計画法の規定により市街化区域内については少なくとも都市施設として下水道の排水区域を定めるものとされており、本市においては、滝沢公共下水道の排水区域を市街化区域全域としております。

資料7の2ページの図面を御覧ください。このことから、資料1で説明した区域区分の4か所の変更により、市街化区域面積が712haから726haに変更されることに伴い滝沢公共下水道の区域を変更して指定するものであります。詳細につきましては、資料7の3ページを御覧ください。こちらは、資料1で説明した、鶉飼Ⅱ地区、下鶉飼地区及び鶉飼御庭田地区について、それぞれ市街化区域に編入した面積に対して下水道区域が拡大となっております。また、市街化調整区域に編入した面積に対しては下水道区域が縮小となっております。

続きまして、4ページを御覧ください。土沢地区については、市街化区域編入に伴い同じ面積の下水道区域が拡大となっております。

5ページの新旧対照表を御覧ください。左側が変更前で「旧」、右側が変更後で「新」であります。「2. 排水区域の面積」について、区域区分の変更に伴い、約712haから約726haに変更するものであります。また、「3. 下水道管渠に係る変更」につきま

しては、平成11年度都市計画下水道変更の際、字界の誤りがあったため及び平成29年に県の手引きである「都市計画と下水道」の変更に伴い、主要な管渠である巢子幹線の地番を表記することとなったため、変更するものであります。

資料7の1ページにお戻りください。「3 都市計画決定の経緯の概要」の表を御覧ください。こちらは都市施設、下水道の変更手続きの経緯の概要をお示ししたものです。8月に市都市計画審議会において事前説明を行ったのちに、9月24日から10月22日まで変更素案の縦覧と公聴会において意見を述べるための公述意見の申出の受付を行いました。期間中、縦覧者はおらず、公述意見の申出はなかったため、10月29日に予定していた公聴会は行わないことといたしました。その後、素案のとおり案を確定し、「2 都市計画の変更の案に対する意見書について」に記載のあるとおり、都市計画法に基づき、12月10日から12月24日までの2週間、変更案の縦覧及び意見書の受付を行ったところ、縦覧者はおらず、意見書の提出はありませんでした。

今後のスケジュールについてですが、こちらも用途地域の変更等と同様に、令和4年3月の都市計画変更告示を行う予定としております。

(2) 質疑応答

<委員>

土沢地域は、今回小さな規模で区域の変更がありましたが、変更された区域の西側や北側等、周辺の方々から下水道を繋いでほしいという要望はなかったのでしょうか。

<事務局員>

今回の場合には、市街化区域の編入に伴って下水道エリアを見直すということでこのような区域としておりますが、区域外であっても、前面に下水道管が走っていれば必要な方は区域外流入といった形で下水道に接続されていると思います。そのため、区域に近接する方々への影響というのはあまりないと考えております。

(3) 答申

異存なし

議案第8号 盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案について〔諮問〕

(1) 事務局説明

資料8の1ページをお願いします。「1 都市計画変更の概要について」であります。盛岡広域都市計画道路は、昭和13年の当初決定以降、数次の見直しを経て、175路線、約342.26kmを計画決定してきたところであります。これらの計画路線のうち、当初決定以来、長期にわたり事業未着手となっている都市計画道路等について、土地利用制限の長期化を避けるため、また、市街地の人口減少等の社会経済情勢の変化に対応したコンパクトな市街地形成を図ることなどを目的に都市計画道路の一部廃止を含めた盛岡広域都市圏道路網基本計画を平成26年度に策定したところであります。今回、基本計画に基づく関係機関等との調整が整ったことから、岩手県で手続きを行う南仙北滝沢線の一部区間の廃止に伴って不要となる交差点の廃止、起終点位置について、都市計画変更を行うものであります。

次に、資料8の2ページを御覧ください。こちらは、盛岡市、滝沢市、矢巾町が手続きを行う計9

路線と市場をお示ししています。黄色で示している箇所が変更前、赤色で示している箇所が変更後となっております。右側の図の緑色の点線で示しているのが、岩手県で手続きを行う南仙北滝沢線の一部廃止をする箇所であり、これに伴い、市では、交差する路線である①安倍館大沢線、②新道篠木線、③大釜中央線の計3路線の一部を変更するものであります。

次に、資料8の3ページを御覧ください。黄色が変更前、赤色が変更後となっております。南北に縦断する緑色の点線で示している南仙北滝沢線の一部廃止に伴い、①安倍館大沢線については、終点位置を既存の道路である滝沢市道年毛線とし、延長を約4,070mから約3,430mに変更し、安倍館鶉飼下前田線と名称を変更するものであります。また、②新道篠木線については、終点位置を既存の道路である盛岡市道上厨川線とし、延長を約3,510mから約2,820mに変更し、北天昌寺町橋場線と名称を変更するものであります。

資料8の4ページを御覧ください。こちらも、南北に縦断する緑色の点線で示している南仙北滝沢線の一部廃止に伴い、③大釜中央線の起点位置を既存の道路である主要地方道盛岡環状線とし、延長を約470mから約330mに変更するものであります。

資料8の5ページの新旧対照表を御覧ください。左側が「新」で右側が「旧」です。先ほど御説明した、延長と名称の変更のほか、起点及び終点の変更に伴う位置の変更を記載しているものであります。

資料8の1ページにお戻りください。「3 都市計画決定の経緯の概要」の表を御覧ください。こちらは、都市施設（道路）の変更手続きの経緯の概要をお示ししたものです。8月6日から9月2日まで変更素案の縦覧と公聴会において意見を述べるための公述意見の申出の受付を行いました。期間中、縦覧者は1名おりましたが、公述意見の申出はなかったため、9月15日に予定していた公聴会は行わないことといたしました。その後、素案のとおり案を確定し、「2 都市計画の変更の案に対する意見書について」に記載のあるとおり、都市計画法に基づき、11月16日から11月30日までの2週間、変更案の縦覧及び意見書の受付を行ったところ、縦覧者は1名おりましたが、意見書の提出はありませんでした。

今後のスケジュールについてですが、本日この都市計画審議会で御審議いただいたのちに、1月から2月にかけて岩手県知事協議を行い、岩手県において行われる盛岡広域都市計画都市施設（道路）の令和4年2月18日の変更告示に合わせて、都市計画変更告示を行う予定としております。

(2) 質疑応答

なし

(3) 答申

異存なし

11 その他

<委員>

資料の図面が非常に見づらいです。場所がどこだか分からない図面になっています。5年前の図面では、ビッグルーフ滝沢や整備後の道路もないため、少なくとも現状に合わせた最新の図面を添付すべきだと思いますし、地形地物が鮮明な地図を添付すべきだと思いますので、次回、御留意いただければと思います。

<事務局員>

御意見大変ありがとうございます。図面につきましては、岩手県と盛岡市、矢巾町、滝沢市が共同で作っている図面で、概ね5年ごとに作っている関係上、どうしても古い図面になっております。実際、都市計画決定もこの図面でやっているため、今回その図面になってしまいましたが、時期にもよりますが、できるだけわかりやすい図面を作成してまいりたいと思います。